

# 高所作業車 正しく使って安全作業

**TAKITOMI サービス部**  
 ホットライン(052)501-3421

## 安全衛生教育を受けた人が運転

高所作業車の運転は、安全教育を受けて事業者から指名された人が資格証を携帯して行ってください。  
 (昭和59年2月16日付 労働省通達 基発第76号)



## 運転（高所作業）の資格

10m以上

技能講習修了者

(労働安全衛生規則第41条、就業制限についての資格)

10m未満

特別教育修了者

(労働安全衛生規則第36条、特別教育を必要とする業務)

## 安全帯は必ず装着

安全帯を必ず着用し、安全帯を作業床のパイプ等(指定された所定の位置)に確実に掛けて下さい。  
 (労働安全衛生規則第194条の18)



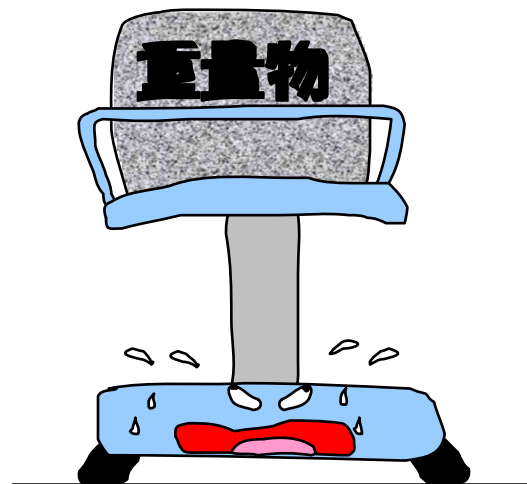
## 作業床の下には入らない

やむおえず作業床の下で修理、点検等を行う場合は、作業床の降下による危険防止のため、安全支柱等を使用することが義務づけられています。  
 (労働安全衛生規則第194条の15)



## 最大積載荷重を超えて使用しない

最大積載荷重を超えて積載することは禁止されています。  
 (最大積載荷重はそれぞれ異なる為使用する機械及び取扱説明書に明記してありますので確認して使用して下さい)  
 (労働安全衛生規則第194条の12)



## 作業車で物を吊り上げない

ブーム及びバスケットにフック、ワイヤー等を取り付けて荷物を吊上げる事は禁止されています。  
 (労働安全衛生規則第194条の13)

